

令和5年度 第3回蕨市障害福祉計画策定懇談会

議事要録

<開催概要>

日 時：令和5年11月14日（火）14時～16時

会 場：蕨市役所 4階大会議室

出席者

会 長：濱畑 芳和（立正大学）

副会長：鹿子木 順子（蕨障害児〔者〕を守る会）

委 員：尾崎 節子（蕨市身体障害者相談員）

小川 君子（蕨・戸田地区精神保健福祉家族会 雑草クラブ）

大櫛 モヨ子（〔福〕蕨市社会福祉協議会）

佐々木 美奈子（〔福〕戸田蕨福祉会 あすなろ学園）

進藤 ちどり（蕨市聴覚障害者協会）

大槻 知也（埼玉県南部保健所）

小島 裕子（蕨市民生委員・児童委員協議会連合会）

沖田 昭治（公募委員）

以上名簿順

※欠席：安彦 幸江（蕨市視覚障害者協会）

事務局：根津健康福祉部長、國井福祉総務課長、安治保健センター所長、岡本福祉
総務課障害者福祉係係長、磨見福祉総務課障害者福祉係、細野保健センタ
ー保健指導係長、長谷川保健センター保健指導係

コンサル：松久（株式会社サーベイリサーチセンター）

次 第：議題（1）計画素案の検討

議題（2）その他

【開 会】

【議 事】

(1) 計画素案の検討

(事務局より計画案の第1章について説明)

○委員

10ページの「障害者」という表現について、最近は「害」という字をひらがなの「がい」と表現することが多いので考え直した方が良いと思います。

○事務局

「害」をひらがなで使う自治体も多くありますが、蕨市では「害」だけを取り出して見るというよりは、「障害」ということで敢えてひらがなにしていませんが、表記方法の検討が必要であれば、3年後に障害者基本計画を見直す際に検討することになると思います。ご意見があったこと承ります。

○会長

障害の「害」という当て字が非常に難しいところはございますが、法律上、現在はこの字を当てているということ、また、ただ文字の問題ではなく、むしろ障害のある方々が置かれている環境や、障害を理由とした差別、偏見など、現実問題の解消をして、文字だけを変えても現実が変わらなければあまり意味がないというようなご意見などもあつたりします。

○委員

長年この字を使ってきましたから、なかなか難しいとは思いますが。

○会長

いろいろな考え方がある中で、また議論を深めていければと思います。

○委員

計画策定の背景と趣旨について、2か所ほど「障害者」という表現を使って、その上では「障害のある人となない人が」という表現を使っていますが、何か意味があるのでしょうか。

○事務局

障害者という表現ではなくて「障害のある人」や「ある方」という表現に統一して

直したいと思います。

○会長

ありがとうございます。他にありますか。
(特になし)

(事務局より計画案の第2章について説明)

○副会長

32ページ障害福祉サービスの利用について、サービスに関する情報量が少ないという回答が多かったこと、また35ページ、身近で利用しやすい相談支援というのを求めている回答があるなど、障害のある人が求めていることが見えてきたと思いますが、今後の対策などお考えはありますか。

○事務局

サービスに関する情報が少ないというところは、ホームページを見やすくする、障害の手帳をお持ちの方にお配りしているガイドブックを見やすくすることを考えています。また、相談支援、情報が少ないという点は、相談先で教えてもらえる情報もあると思うので、現在検討を進めている地域生活支援拠点や、精神障害の方の地域包括ケアシステムなど連携の体制をより強化して、相談支援事業所などの全体的なスキルアップをした上で、どこに相談してもその方に情報を提供できるような体制にしていきたいという希望で、相談支援部会など関係機関との事例検討会に日頃取り組んでおり、それを地道に続けていくようなイメージです。

○副会長

障害がある子の親自身が年をとってくると、ホームページやメールを使いづらい部分が出てくると思います。本当に情報が欲しければ周囲の人に聞くとと思いますが、周囲に聞ける人がいない方たちが困るのだと思います。また、相談先によって相談に対する回答内容が違うこともあり、難しいところもあります。私たちも情報を得られるように努力しなくてははいけないと思います。

○委員

相談について、23ページに市と関わりのある相談場所は全部載っていますか。

○事務局

相談支援という事業内容で載せているところが相談支援事業所にあたります。例え

ば、「ドリーマ松原」は基幹相談支援センターで、「糸ぐるま」、「相談支援センター蕨塚越」などです。今、相談支援事業所は5か所です。

○委員

5か所に相談に行った場合に、相談の内容に合わせて専門の職員さんがそこにいらっしゃるのでしょうか。

○事務局

ここに書いてある相談支援という内容では、具体的なサービスを利用している方への相談、計画を立てる相談を専門でやっている職員の方もいれば、一般的に障害のある方の相談をお聞きするところもあります。

○委員

もし相談しても職員がわからない場合は、市にその内容を問い合わせる回答してくれるということでしょうか。

○事務局

その通りです。

○委員

5か所では足りないと思いますが、今後増える予定はあるのでしょうか。

○事務局

相談支援をやっていただける事業所が増えてほしいと希望はありますが、市で増やすことはできないため、明確な回答は難しいです。

○委員

わかりました。

○委員

最初に相談支援事業が始まったときには地域で割り当てられましたが、現状はどうですか。

○事務局

現在は地域を限定していません。一般相談といって、誰でも相談できる事業所として市が委託している事業所が「ドリーマ松原」、「糸ぐるま」、「相談支援センター

まゆコム」の3か所になりますが、そこは特に地区を分けておらず、どなたがどこの事業所に相談してもいいようなかたちで実施しています。

○委員

例えば、現在「らくらく」に通っている人たちが、相談支援の事業所と契約して計画を立てる面談をやって、年に2回計画を立てるとして、これを対応してくれる事業所はありますか。

○事務局

それを対応できる事業所が、先ほどの3か所に加えて、「相談支援センター蕨塚腰」、「みらいスケッチ」の5か所になります。

○委員

例えば、塚越地区に住んでいる人は川口の事業所を割り当てられて、そこの職員が蕨の状況がよくわからないときにどこに相談すればいいのか、そういう情報がわからない。多くの人数を5か所で割り当てるということで、例えば「糸ぐるま」さんもいっぱいいっぱいやってたという感じなんです。1か所で何十人も受け持って、その年に2回の会議のために、事業所に来て話をして計画を立てるという状況だったので、現在どうなのかなと思って。

○事務局

計画相談でいうと、事業所が増えたこともあり、現在は各計画相談事業所のペースでやっていただいています。以前と比べると少し落ち着いていると思います。

○委員

以前、事業所がなくなったときに、やっぱり川口なんかに行ってくださいと言われての方がいて、その人たちが今、蕨のドリーマを望めば、それはそれで相談ができるということですか。

○事務局

そうです。

○委員

事業所がなくなって川口に行くように言われた人がいます。その方が、事業所の方とうまく意思疎通ができず困ったことがありました。今は希望すれば、川口ではなくて、基幹相談支援センターに行くことは可能ですか。その情報をその人たちが知って

いるかどうかというのも必要だと思いますが。

○事務局

計画相談の事業所は変更希望があればもちろん変更はできますが、行政としてそのようにお伝えしているわけではないので、ご存知ない方も多くいらっしゃるかもしれません。変更希望のある場合は、事業所のほうに直接連絡していただき、他で受けてもらえる体制があるかを検討してくれます。

○委員

その辺が身近に相談する人がいないということに繋がってくると思います。そこまでの情報を知らずに1人で困っている人が多くいらっしゃるのではと感じます。

○事務局

去年から、市内の相談支援事業所をまとめたチラシと、サービスを利用していなくても心配事を相談できる一般相談についてまとめたチラシを相談支援部会で作成しています。ただ、新規で来た方にしか配られていないので、概要版を送付する際に皆さんの分も同封することで、一般的な相談も受けていることをお知らせでき、相談支援事業所の場所を皆さんにお伝えできる機会になると思ったので試してみたいと思います。

○委員

相談できる時間は決まっていますか。平日のみですか。

○事務局

基本的には平日の8時半から5時までが電話の受付になっています。FAXは相談支援のチラシに載せていますが、メールアドレスはありません。

○会長

相談支援の窓口の周知、何を相談できるのか、また、他市の事業所を利用されている方であっても、蕨も体制が整ってきており利用できるということも含めまして、周知などもやっていただければと思います。

○委員

30ページ「外出をしやすくするための環境整備やサービスの充実」に関連して、バリアフリーといっても見せかけであると感じており、バスや障害者のマークがついているトイレでも1人で利用するのに困難である場合もあるので、そういった環境整

備をお願いしたい。バリアフリーと言うのであれば、障害者マークに合ったような設備にしてほしいです。

○委員

赤いヘルプマークを見るだけでは障害者の種別がわからないので、見直してほしいところがあります。ハートがあるその下に車いすの絵をつける、聞こえない人の耳のマークを描く、目の見えない方は杖を描くなど、マークをつけて見てすぐにわかるようになるといいと思います。ハートだけでは何の障害があるかというのがわかりづらいです。

○事務局

ヘルプマークは埼玉県が作成して市が窓口になって必要な方にお配りしているもので、障害がある方に限らず、日常的に支援が必要で、必要なときには助けてほしいことを知らせるためのマークとして、妊婦さんや高齢の方などご希望がある方皆さんに広くお配りしているものになっています。どういう障害があるかを一目でわかってもらうためというよりも、困った時に助けてほしいというのを一目でわかってもらうためのマークというイメージです。私たち障害者福祉係の窓口では、市で作っているヘルプカードを併せて持ってもらい、自分の障害のことや、プライバシーに関すること、かかりつけのお医者さんなど、そういった情報を書けるカードがあるので、それを併せて持ってもらい活用してほしいとご案内をしています。

○副会長

ヘルプマークはシールにその特徴を書いて後ろ側に貼れますよね。あれを貼っておけば、まあわかりやすいのかな。

○事務局

そうですね。小さいのですが、必要なことだけ書いておいてもらえれば活用はできます。

○副会長

31ページ「災害時の避難・対策について」で、前回から増加したのが、「近くに助けてくれる人がいない」で、これも恐らく「身近に相談する人がいない」につながるのかなと思いますが、この災害時の避難の設問に関しては毎回聞いていただいて、その結果がどこにつながっているのかというのが全く見えてこなくて。障害のある人に関しての災害時の避難・対策はとても大事だと思いますが、どこまで進んでいるのかがもしお分かりになれば教えていただきたいと思います。

○事務局

地域自立支援協議の中の医療的ケア児を検討するグループの会の中で勉強会を実施して、自宅避難の際の食糧配給や福祉避難所の課題などを防災担当の職員に意見として伝えている現状ではあるが、何も進んでいない部分も多くあります。課題の重要性を理解してもらい、担当課と具体的な準備ができるように詰めていきたいと思っています。

○副会長

災害はいつ起こるかわからないので、できるだけ早くお願いいたします。

○会長

他、いかがでしょうか。

(特になし)

(事務局より計画案の第3章「1 成果目標・活動指標」を説明)

○委員

43ページ「市の考え方」で、「地域生活支援拠点を令和8（2026）年度末までに1か所確保し」とありますが、域生活支援拠点とは何ですか。

○事務局

入所施設のある自治体であればそこが拠点となっていていろいろな機能を担うことがイメージされますが、蕨市では面的整備とっていろいろな施設、関係機関が連携して支えるような体制のことを地域生活支援拠点と言います。その中で、令和6年度以降は、コーディネーターを1名専属で配置して、その方が中心になってさまざまな支援の調整などをしていきます。蕨市では場所をつくるのが難しいので、相談支援事業所やグループホームなど関係施設と連携して地域での生活を支えていくための体制ということです。

○委員

現在蕨には地域生活支援拠点がありませんね。

○事務局

まだ始めていません。

○尾崎委員

人が統計的に見て、それぞれに必要な支援などをコーディネーターさんが入って対応してくれたら助かります。

○事務局

一応、今の予定では、専任のコーディネーターさんに中心になってまとめてもらえるような体制をイメージして準備しています。

○委員

46ページ「障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築」で、現在「有」となっていますが、具体的に何が行われているのか教えていただきたいです。

○事務局

これは、現在「有」ではなく、令和8年度末の目標が「有」ということで、今後この体制を構築していくという目標になります。あすなろ学園という児童発達支援センターを中心に障害児のお子さんの支援体制を構築するというもので、体制の構築有無の目標が「有」ということになります。現在もないわけではなくて、基本的には児童発達センターを中心に市内にある児童発達支援の事業所や、放課後等デイサービスの事業所、幼稚園、保育園や学校などと連携して支援体制は構築しています。今回、国の成果目標として入ってきたという部分があります。

○委員

43ページ「地域生活支援拠点」を言葉で使うときは「等」を入れますよね。

○事務局

入れます。

○委員

市の支援拠点をやるというのはわかるのですが、この「等」には何があるのですか。43ページに地域生活拠点をつくりますと書いてありますが、普通は支援拠点等の「等」がいつも入っていますが、拠点の他に「等」があるということは何かありますか。

○事務局

拠点「等」というのは、おそらく拠点だと場所になってしまうので、拠点型の整備と面的整備という2種類の方法があって、「拠点」と切ってしまうとどこかに拠点の

ような施設があるというイメージになってしまうので。

○委員

けれど、【市の考え方】には拠点を1か所確保すると書いてありますよ。

○事務局

すみません、ここは「等」を入れます。

○委員

全体の文章の中で、いろいろな業者さんを集めて地域自立支援協議会で話し合いを
するといいますが、一番肝心なのはその内容をどう周知するのかだと思います。その
周知方法がいまいちわかりません。計画の中にはさまざまなことを地域自立支援協
議会で検討して充実させますと書いてありますが、充実させた内容を障害者の方にど
う周知するかが一番大事だと思います。そこは現状のような表現しかないのでしょ
うか。「協議し、関係ある人に周知する」などの表現があると良いと思いました。

○事務局

検討します。

○会長

他はいかがでしょうか。

見込量に関する変更点等もご説明いただきましたけれども、その点についてはいか
がでしょうか。

(特になし)

(事務局より計画案の第3章「2 障害福祉サービス等の見込量」を説明)

○副会長

54ページ【見込量を確保するための方策】2項目で、短期入所事業について「補
完的事業である夜間保護事業の充実に努めます」とありますが、この夜間保護事業は
ほとんどスマイラ松原の方が使っていると思うのですが、蕨市全体として広く知れ渡
っている感じではないですね。

○事務局

事業として実施していることは事実ですが、ご指摘の通り基本的にはスマイラ松原
の利用者の方しか利用できない実態なので、皆さんに広くこの事業をお知らせするの

は難しいです。

○副会長

便利で使いやすい事業だと思うので、他の方たちも使えるようになるといいかなと思います。

○委員

その夜間保護事業というのは、親が心配で預けられないとかではなくて、例えば、知らない人をみられないなどで事業者側が受け入れないということですか。

○事務局

スマイラ松原で実施している事業で基本的にスマイラ松原の職員が対応するので、その利用者でないと職員が本人の特性などをわからないので、スマイラ松原の利用者以外の方は使うのが難しいです。

○副会長

夜間保護事業を利用したことがあります。最初の頃はとても良い事業だと思いましたが、その後は人手が足りないなどで先方から何回か断られました。結局、スマイラは昼間の職員さんが夜間に残ってみるというシステムになっていると思うので、なかなか難しいところがあるのかなと思って使いづらかったです。以前は誰でも使えました。

○事務局

はじめましてで使える事業ではないので、元々利用したことがあるなど、何か関わりのある方であれば受け入れてもらえると思うのですが。

○会長

他はいかがいたしましょうか。

(特になし)

(事務局より計画案の第4章を説明)

○委員

65ページ「1 計画の推進のために」の「(2) 地域社会の理解促進」に、「障害のある人もない人もともに暮らす地域の実現のために、地域の住民に障害についての正しい理解を更に深めていく必要があります。」とあります。ともに暮らす共生社会のためにといつも謳っていますが、具体的な実施内容が記載されていないので、計画

のための文章のように感じます。例えば、幼少期から一緒に地域で育った人の中に障害をもつ方がいれば、障害について少しは理解できると思います。ただ、今の大人の世代の人たちは、障害をもつ方に慣れていない人が多いと思う。障害者の団体で公民館活動をやっていて、発表会をやった時には「この子たちがこんなにできるんだ」と驚かれる。ということは、その根底にこの子たちは何もできないんだという考えがあって、ギャップというのか、理解を促進するためにどのようなことに取り組めば、みんなが差別されることなく暮らせるのか、それがよくわからないです。

○事務局

それは一番難しいことだと思います。何をすれば差別がなくなるのかがわかれば、もう差別はなくなっていると思うんです。これをやれば絶対全員が差別しないとか、具体的な特効薬みたいなものはないので、取組を進めていくという表現になりますけれど、地域の活動や当事者の団体の方の活動などを他の人が見ることによって理解が進むこともあるので、すべて列挙するというのは難しいといことをご理解いただければと思います。

○委員

当事者の団体の方の活動を地域の人たちが見ることはとても大事なことだと思います。公民館でのボッチャ体験など、健常者の方と一緒に何かをやるということが、差別をなくすことに繋がり、共生社会の実現になると思います。

○副会長

新庁舎の下にカフェができましたよね。スマイラさんがやっているカフェで、障害をもつ人が働いている姿を目にすることは少ないので、ああいう場所はとても良いと思うんです。ゆっくりコーヒーを飲んだりする人がいるので、市内の事業所で作った作品の展示や販売、またスマイラさんだけではなくて、らくらくさん、いちようさんなど他に食品を扱っている事業所もあるので、いろいろな人が集まる場でこれらのことを是非紹介していただきたいです。

○会長

蕨にも差別の通報窓口があると思いますが、利用状況や相談事例は近年どのぐらいになっているのでしょうか。

○事務局

近年だと実績は0です。約3年前に1件相談があったぐらいです。

○会長

他市の会議でも、通報や相談も含めてなかなかご連絡いただけてないというところで、相談できること自体が周知されていないのではという課題もあがっています。アンケート調査結果を見ても、ご本人さんたちが黙って我慢しているところで、相談しやすい、悩みを引き出しやすい環境づくりをもう少し意識的にやっていくべきだと思います。差別をしてやろうと思う人もいますが、どちらかといえば無知・無理解からくる差別が非常に多いです。来年から差別解消法に関しては、民間事業者にも合理的配慮の提供義務化がなされますし、また差別の禁止となっているわけですので、そういった無知・無理解の解消をさまざまなかたちで取り組んでいかなければいけないと感じます。市だけで頑張るということではなく、商工会の関係でいろいろ対応をお願いするとか、あるいは商工会の研修で何かそういったプログラムをやっていただくとか、いろいろやりようはあると思います。今日は繰り返しご指摘いただいたところですので、サービス提供の周知、それから差別解消の手立てについては、市のほうでも然るべきところでご検討いただければというふうに思います。

ホームページに載せてたからといって見てもらえるわけではないので、周知方法はかなり悩ましいところではあります。ただ、コロナの影響もありましたが活動自体は再開してきている状況にありますので、そういった機会も捉えて、いろいろやっていただけたらと思います。ありがとうございます。

では、他いかがでしょうか。

(特になし)

(2) その他

(事務局より今後のスケジュール等について説明)

○会長

次回1月16日、年明けになります。場所についてはまたご連絡いただけるということですので、そちらにお集まりいただけますようお願いいたします。

○事務局

パブリックコメント中も修正は随時できますので、是非ご意見があったら教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○会長

本日言い残したことや気づいた点があれば、事務局のほうにご連絡すればよろしいですね。

○事務局

はい、大丈夫です。

○会長

では、そのようにお願いいたします。

以上をもちまして、本日提案いたしました議題につきましてはすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

【閉 会】